

第1回佐久市生活安全推進協議会 議事録

開催日	令和元年12月26日(木)	開催場所	市役所501 会議室	時間	74分
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・委員（大井伯一、浅野元宏、江本守、宮川俊一、森角和士、井出幸義、小林淳、酒井照子、有坂房子、岡田隆行） ・事務局（小林総務部長、土屋総務課長、内藤総務係長、総務課総務係 池田、日向） 			委員 出欠	出席10人 欠席1人
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・委員名簿 ・資料No.1～No.7 				
<p>(午前9時30分～)</p> <p>1 開会 進行：総務部長</p> <p>2 委嘱書交付</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 委員紹介</p> <p>5 正副会長の選出 会長 大井伯一 委員 副会長 江本守 委員に決定</p> <p>6 諮問</p> <p>7 議事 進行：大井会長</p> <p>[事務局]</p> <p>(1) 佐久市生活安全推進協議会について 佐久市生活安全推進協議会について、設置の根拠となる条例を事務局から説明</p> <p>[会長]</p> <p>ただ今事務局から佐久市生活安全推進協議会の説明をいただきました。この件に関して、質問あるいは確認事項等ありましたら発言願います。</p> <p>[会長]</p> <p>発言が無いようなので、次の(2)防犯カメラについて事務局より説明願います。</p> <p>[事務局]</p> <p>(2) 防犯カメラについて事務局から説明</p> <p>[会長]</p> <p>ただ今事務局から(2)防犯カメラについての説明をいただきました。この件に関して何か質問、確認事項等ありますか。</p> <p>[委員]</p>					

各個人で設置する防犯カメラについての規定は何かあるのか。

[事務局]

こちらで承知している限りは、何かこうしなければいけないという規則等はない。個人の責任において設置されているという状況。

[委員]

把握はできていないということか。

[事務局]

防犯カメラが、市内の何処に何台設定しているかは把握していない状況。

[会長]

聞くところによると、建物にはそれぞれ管理権というものがある。その管理権に基づいて設置をするので問題はない。

この件に関してよろしいですか。無ければ次の（３）防犯カメラの設置に係る運用ルールの策定（案）について事務局より説明願います。

[事務局]

（３）防犯カメラの設置に係る運用ルールの策定（案）について事務局から説明

[会長]

ただ今事務局から（３）防犯カメラの設置に係る運用ルールの策定（案）について説明いただいた。この件に関して質問等ありますか。

[委員]

設置をしていただけることに関して大変ありがたく思っている。確認だが、設置にあたっての場所は、学校側とも協議をしているかと思うが、例えば学校周辺の自治区の皆さんと協議をしたうえでより良い場所に設置をしていただきたいと思っている。また、設置後、環境が変わることによって、設置場所の移動が必要となった場合は、どのような形で予め定めたらよいか。運用に組み込んだ方がよいのか、それともその時によって簡単に移動ができるものなのか、設置後のことまで考えていただきたいと思っている。特に設置場所に関しては、区長さんやPTAの皆さんと協議の上、設置場所を選択していただきたいと思う。また、小学校、中学校の生徒が登下校するにあたり、声をかけられた、車に引きずり込まれそうになったという話をよく耳にする。学校周辺だけでなく、その他の場所でも、特に交通網が非常に便利になった佐久市なので、佐久平浅間小学校の通学路の近辺だとかそういった情報はPTAに入って来る。中部横断道が開通したことで更に交通が便利になったが、安全面で危険な場所がある。そんな場所へも話を聞きながら進めていただけると非常にありがたい。よろしく願いたい。

[会長]

今の意見について事務局で回答、説明等あったらお願いします。

[事務局]

防犯カメラを設置する場合、基本は校門、出入口が主になろうかと思う。そういった所

での不審者等の侵入を防ぐための防犯カメラになるかと思う。設置に関しては、事前に区長さん等の意見を盛り込めるようであれば、反映していききたいと思うので、次回に向けて検討させていただきたい。それから、連れ込み案件や声かけ事案については、まだ、街頭や駅前といった所の防犯カメラの設置段階に至っていないので、できればそこは、ソフト事業の中で、青色防犯パトロールなどを強化し防犯対策を図っていききたい。

[事務局]

設置場所が移動できるかについて、設置に際して担当課と協議し、確認をしたいと思うが、現在のところそこまでの情報がないのでご理解をいただきたい。

[委員]

設置した後、地域の要望で設置場所を変えたい時に、そう簡単に変えられないと言われてしまうと必要が無い場所についてまままになってしまう。変更の要望があった際には、スムーズに手続きが取れるようにしてもらえれば、地域の皆さんも安心してもらえるのではないか。

[委員]

防犯カメラの画像提供は、管理責任者がいないので明日にしてもらいたいといったパターンが非常に多く、そうすると犯罪捜査がかなり遅れてしまう。それを防ぐためにも、この基準の中に非常時の連絡先等を明確にさせていただきたい。もう一点は、正確な情報を得るために、時間補正を盛り込んでいただきたい。

[会長]

この件に関して、事務局いかがですか。

[事務局]

庁舎管理等の場合でも時間補正は大切な部分になるので、この中に入れるかは別としても、組み込むような形で検討していききたい。また、24時間体制での対応については、警察への捜査協力ということを文言に謳っているのですが、対応が出来ないことがないような形をとればベストだと思う。施設管理上、誰もいなくなる場合もあるので、すべてがというのは難しいかもしれないが、そういった所も極力組み込んでいききたいと思うのでご理解をいただきたい。

[委員]

防犯カメラの種類は色々あるのか。定点だけ映すものなのか。

[事務局]

種類は色々なものがある。常時時間で動くもの、360度見えるようなものまで出てきていると伺っているが、私達も実物を見たわけではない。パンフレット等で確認している。

[委員]

今の公共施設に設置されている防犯カメラはどういったものなのか。

[事務局]

公共施設に設置されている防犯カメラは定点が主です。老人福祉施設では360度見える

ようなものが設置されている可能性もある。

[会長]

カラーも白黒もあり、角度的にかなり広い角度を映せるものや、非常に様々な種類が出ている。予算による。

[事務局]

現行でついている防犯カメラは、年代を見ていただくと昭和 58 年に設置したものもある。中には録画機能が付いていないものもある。いわゆる、施設の中で目が届かない所を映像で確認するだけのものなので、内部じゃないと分からないものもあり、そういったものは必要に応じてこれから変えていく必要性が出てくると思われる。現在は施設によって全く統一性が無い状況となっている。

[委員]

防犯カメラの管理責任が非常に大事なことだと思うが、4 条の中に財政課企画幹をもって充てるとなっているが、どういう方が管理をしているのか。

[事務局]

管理者については、課長職が管理者になりなさいと定めている。決裁権を持った者が責任をもって情報提供を行うことになっている。

[委員]

なぜ、財政課なのか。

[事務局]

庁舎管理については、財政課の企画幹が管理者ということになっている。当然、体育施設であればスポーツ課長が管理者ということになる。

[委員]

第 6 条に「画像及び記録媒体の保管期間は、ハードディスクの容量により可能な限りとする。」と記載されている。若干あいまいな感じがするが、市役所として最低の保存期間を設けているのか。

[事務局]

この基準を見てもらうと、平成 31 年 4 月に作成している。これまでも運用はここに書かれているように行っていたが、明文化されていないことが分かり、しっかり明文化しなければいけないという認識の中で、4 月に作成した状況である。その中で、先程おっしゃった保管期間は、システムが動いたものに反応する機能のものであると、例えば、ずっと動いているものがあれば録画時間は伸びることになる。容量が決められているため、2 週間や 1 ヶ月と決められない状況により、庁舎に関してはこういった言い回しをしている。ご理解いただきたい。

[委員]

警察の方が確認したい時に、映像が既に消えてしまっているといった状況も出てくる可能性があるのでお聞きした。

[事務局]

そういったことも踏まえて、容量の問題もしっかり考えていかなければいけないと認識している。

[委員]

画素数を落とせば録画できる期間が長くなり、より鮮明にすればするほど期間が短くなる。その調整も当然機械でできるが、運用するにあたって、以前から設置されているカメラとこれから設置するカメラとはかなりの温度差があるので、その辺の運用の言い回しが難しい。うまく事務局で作っていただければと思う。あと、確認だが、私立の保育園については設置補助があるのか、またそういったことの対象なのか対象外なのか説明いただきたい。

[事務局]

先程、実施計画で示したのは、公立保育園ということで説明させていただいた。その中で、予算の状況はこれからになるが、現段階では一切の補助が無く全て市民の皆さんの税金をそこに充てていく形になる。何らかの補助がないか、又計画的に設置していくそういった議論をしていく中で、私立の保育園はどうすべきか議論が始まったところである。エアコン設置の際も市からの補助が出たので、同じような形で対応していく必要があり議論していく必要があると考えている。

[委員]

先程も話にあったが、設置場所に関してより効果的な場所に設置していただきたい。

[会長]

他に何ありますか。

[委員]

防犯カメラの設置が行方不明者の捜索の際にも役立てられるのではないかと。

[事務局]

現在のところ、施設にということで動いているが、今後そういったことも検討していかなければならないこともあるかと思う。その際には、また、この協議会で審議させていただきたいと考えている。

[委員]

犯罪捜査を目的に使用する場合、例えば、裁判官の令状を要するといったような運用も考える必要がある。京都の方では、裁判官の令状があれば情報を提供するというガイドラインもあるので参考にさせていただきたい。

[事務局]

外部に設置する場合はそういったことも含めて検討していきたい。内部に設置した場合もという考え方が。

[委員]

意識はしておいてほしい。

[委員]

保育園の場合は、管理責任者は園長になると思うが、会議等で不在になることが多いと思われる。管理責任者がいないからといって、情報を提供できないということではなく、2段階構えで対応していただけるように検討していただきたい。

[事務局]

管理責任者は課長だが、不在の場合は課長補佐が対応できるように考えていきたい。

[委員]

保育園の場合、園長の下は誰になるのか。

[事務局]

副園長がいればだが、いない場合は保育主任となる。

[会長]

他に何かありますか。

[委員]

他の市町村の運用状況はどうですか。

[事務局]

東京都杉並区では外部にも設置しているということで、ある程度規制を強くし条例で定めている。県内だと、ガイドラインとして設置しているところが多い。

[会長]

後はよろしいですか。資料などをご覧になり、何かお気づきの点があったら随時事務局までご連絡をお願いします。次に（４）その他について事務局より説明願います。

[事務局]

今後の予定だが、今日いただいた意見等を踏まえ、新たに市としての統一した基準作りを始めたいと思う。その内容を市長部局と教育委員会との意見交換の場である総合教育会議にかけ意見を頂戴し、その結果をまとめたものを第2回の協議会で諮らせていただく。また、その内容を組み込んだものをパブリックコメントという形で市民に意見募集をしたいと考えている。意見募集後、取りまとめを行い、改めて庁内での検討を進め、3月上中旬位にはその結果を取りまとめた運用の案を作成していきたいと考えている。その後、第3回目の協議会を開催し、その中で最終案をまとめられれば、その段階で最終的に3月末までに運用ルールの策定を行っていきたいと考えている。議論が深まるようであれば当然長引くこともある。今のところこのような形で想定している。

[会長]

今後のスケジュールについて何か質問等ありますか。よろしいですか。

[事務局]

次回の協議会は1月下旬頃の開催を予定している。開催が決定したところで改めて連絡させていただくので出席をお願いしたい。

[委員]

この会議の内容は、持ち帰って他のメンバーにどこまで話してよいのか。

[事務局]

会議は公開となっている。話していただいても構わない。議事録もホームページに掲載する。

[事務局]

先程の予算の関係だが、設置に向けて実施計画上数字が上がってきているわけだが、ある程度ルール化されていないと予算化していくのが非常に難しくなってくる。先程お示した日程だと、なんとか3月くらいには概ね決定できるか。場合によっては伸びる可能性もある中で、当初予算は概ね2月上旬位にまとめなければならない。その辺を踏まえると、状況によっては、当初予算という形になるのか、あるいはこういった形で予算計上されていくのか、現時点では、明言できない状況であることをご理解いただきたい。もう1点、私立の保育園はどうなるのかということについてだが、市の内部でしっかり詰めた上で、市から補助する形になると思われるが、現段階で当初予算の中で対応するというのは今のスケジュールからだと難しい。ある程度ご理解をいただければと思う。

[会長]

他によろしいですか。

無いようですので、これで議事は全て終了とします。活発なご意見また、進行にご協力いただきましてありがとうございました。

8 閉会・・・総務部長
(～10時44分)